

IMS グループ イムスリハビリテーションセンター 東京葛飾病院

介護保険 訪問リハビリテーションのご案内（重要事項説明書）

この度はイムスリハビリテーションセンター 東京葛飾病院 訪問リハビリテーションサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。以下に当サービスをご利用いただくにあたってのご案内（重要事項説明）をさせていただきます。尚、この説明書は保管していただきますようお願い申し上げます。

1 指定訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 明芳会
代表役職者・氏名	理事長 中村 哲也
本社所在地	東京都板橋区本町 36 番 3 号
事業概要	IMS グループとして複数の病院、介護老人保健施設、診療所、介護支援センター、訪問看護ステーション、医療及び看護専門学校他を運営する。

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業者について

事業所	医療法人社団 明芳会 イムスリハビリテーションセンター 東京葛飾病院
介護保険指定事業所番号	1312270023
所在地	東京都葛飾区堀切 3 丁目 26 番 5 号
電話番号	03-3697-8331
FAX 番号	03-5670-0823
サービスを提供する地域	葛飾区及び近隣の地域

3 当院訪問リハビリテーションについて

訪問リハビリテーション（以下、訪問リハビリ）は、理学療法士、作業療法士等が利用者の居宅を訪問して、病気や障害のために支援を必要としている方に対してリハビリテーションサービスを行います。介護保険制度下では主治医の治療方針に従い介護支援専門員（ケアマネージャー）の作成する居宅サービス計画に沿ってほかのサービスと連携しながらリハビリテーションを実施します。訪問リハビリを希望される場合、3ヶ月に一度 主治医の診察が必要となります。この場合の主治医とは、主病名だけでなく、これまでかかったことがある病気や合併症のリスクも把握されている医師のことです。 この主治医の指示のもと、開始時にあらかじめ目標を明確にし、3ヶ月を目標にリハビリを行います。

4 訪問リハビリご利用の流れ

1) 利用の開始

訪問リハビリを開始するにはまず主治医の診察を受けていただく必要があります。

主治医による指示には有効期限があり、診察日を起算日として3ヶ月以内となります。

訪問リハビリはこの期間内でのサービス提供となりますので、継続の際は3ヶ月以内に再度診察を受けて頂く必要があります。

2) サービス内容

- | | |
|-------------|------------------|
| ・予防型リハビリ | (関節拘縮・筋力低下予防指導等) |
| ・自立型リハビリ | (日常生活訓練・歩行訓練等) |
| ・介護負担軽減リハビリ | (介助方法指導等) |
| ・環境整備 | (住宅改修・補装具の相談等) |

サービス提供者は医師の指示、ケアマネージャーの作成する居宅サービス計画に基づいて「訪問リハビリテーション計画書」を作成し、利用者様に説明を行い、同意を得たうえでサービス提供を開始します。また、「訪問リハビリテーション報告書」を作成し、訪問リハビリの内容を訪問リハビリ指示医に報告します。

3) 利用の変更・終了

利用者様のご都合でサービスの変更・終了を希望される場合はサービス担当者、またはケアマネージャーにお知らせください。また、当院の人員状況などやむを得ない事情によりサービスの変更・終了をさせていただく場合は事前にご連絡いたします。

また、以下の場合は連絡がなくてもサービス提供を自動的に終了させていただきます。

- ・病院・介護保険施設などへ入院、入所した場合(2週間以上)
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

4) その他

当事業所が介護保険法に反し、また契約に違反する行為を行った場合、利用者様は文書で解約を通知することによって契約を終了することができます。また、利用者様が利用料金を滞納し催告に対しても支払われない場合、契約に反する行為を行った場合は文書で通知することにより、当事業所が契約を終了させていただくことがあります。

5 サービス提供日時

提供日：月～土曜日

休　日：日曜・祝祭日・12月30日～1月3日（祝祭日は担当スタッフと相談）

提供時間：8：30～17：30

1コマを20分間とし、ご利用者様の状態により実施時間を決定致します。

前後約5分は体調管理、血圧測定などがあります。

6 勤務体制

職種：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

勤務体制：病院との兼務

*訪問リハビリの時間変更について

交通事情により、訪問リハビリ開始時間が前後することがあります。

また、当事業所のスタッフは、院内業務と兼務のため、院内の治療業務の延長に伴う訪問リハビリの開始時間の遅れや時間変更をお願いする可能性がございます。

院内の治療業務延長の可能性として、患者様の検査やカンファレンスなどがあります。

遅刻や時間変更がある場合は、リハビリ開始時間の前に予めご連絡を入れさせていただきます。基本的にはそのようなことがないように取り組んでおりますが、ご了承下さい。

7 利用料金

1) 自己負担率

介護保険負担割合証に、自己負担率が記載されています。その記載通りの自己負担率となりますので、ご了承下さい。

2) 利用料金（税抜） (葛飾区、足立区は特別区の為、1単位=11.10円となります。)

基本報酬	単位数	法定利用料 (×11.10)	自己負担額 1割	自己負担額 2割	自己負担額 3割
40分の場合	628単位	6971円	697円	1394円	2091円
60分の場合	942単位	10456円	1046円	2091円	3137円

単位数内訳

サービス種別	実施時間	単位数	実施時間	単位数
訪問リハビリテーション費		616単位		924単位
サービス提供体制強化加算	40分	12単位	60分	18単位

3) 上記の単位数のほか、算定条件を満たしていれば下記の加算がつきます

加算	実施日	単位数
①リハビリテーションマネジメント加算（イ） ※医師が利用者またはその家族に説明した場合	1ヶ月	180単位 ※上記に追加 270単位
②退院時共同指導加算	退院時に1回	600単位
③短期集中リハビリテーション実施加算	1日	200単位
④認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1日	240単位
⑤口腔連携強化加算	月1回	50単位
⑥移行支援加算	1日	17単位

【算定条件について】

①リハビリテーションマネジメント加算（イ）

医師の指示のもと、リハビリテーション計画書を作成し、他事業所に情報提供を行います。3か月に1回以上リハビリ会議を開き、その内容を議事録にした場合、月1回算定。

※リハビリテーション計画を医師が利用者・家族に対して説明し同意を得た場合、①に加えて月1回算定。

②病院を退院するにあたり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、当該に対する初回訪問リハビリテーションを行った場合、退院につき1回算定。

③短期集中リハビリテーション実施加算

退院・認定日から起算して3ヶ月以内。概ね1週間に2回以上実施する場合。認定日とは、新規認定有効期間の初日となる。認定有効期間の初日よりも退院日が後の場合は退院日が起算日となる。

④認知症短期集中リハビリテーション実施加算

退院・認定日から起算して3ヶ月以内。認知症であると医師が判断し、リハビリにより生活機能の改善が見込まれると判断された者に、概ね1週間に2回以上実施する場合。

⑤口腔連携強化加算

口腔の健康状態を利用者の同意を得て、歯科医療機関及びケアマネに情報提供した場合、月1回算定。

⑥移行支援加算の算定条件

利用者の指定通所介護事業所等への移行を支援した場合、評価対象期間の末日が属する年度の次の年度内に限り算定。

その他の料金

・キャンセル料

訪問リハビリ予定の変更やお休みをされる場合は、前営業日の17:30までにイムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院の医事課までご連絡ください。

(連絡先：03-3697-8331)。この場合のキャンセル料はかかりません。

以降の連絡、または連絡なくキャンセルとなった場合、キャンセル料として予定していた当日の料金の法定負担額相当を申し受けますのでご注意ください。

8 交通費

事業実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、次の額を徴収する。なお、近隣駐車場を利用した場合は、別途所定の駐車場代金を徴収する。

当事業所からの直線距離	1回の料金（税抜）
0～3km未満	0円
3～6Km 未満	200円
6～9km 未満	400円

(事業の実施地域)

堀切	堀切 1 丁目	堀切 2 丁目	堀切 3 丁目	堀切 4 丁目
	堀切 5 丁目	堀切 6 丁目	堀切 7 丁目	堀切 8 丁目
東堀切	東堀切 1 丁目	東堀切 2 丁目	東堀切 3 丁目	
お花茶屋	お花茶屋 1 丁目	お花茶屋 2 丁目	お花茶屋 3 丁目	
小菅	小菅 1 丁目	小菅 2 丁目	小菅 3 丁目	小菅 4 丁目
宝町	宝町 1 丁目	宝町 2 丁目		
立石	立石 1 丁目	立石 2 丁目	立石 3 丁目	立石 4 丁目
	立石 5 丁目	立石 6 丁目	立石 7 丁目	立石 8 丁目
東立石	東立石 1 丁目	東立石 2 丁目	東立石 3 丁目	東立石 4 丁目
東四つ木	東四つ木 1 丁目	東四つ木 2 丁目	東四つ木 3 丁目	東四つ木 4 丁目
四つ木	四つ木 1 丁目	四つ木 2 丁目	四つ木 3 丁目	四つ木 4 丁目
	四つ木 5 丁目			
青戸	青戸 1 丁目	青戸 2 丁目	青戸 3 丁目	青戸 4 丁目
	青戸 4 丁目	青戸 8 丁目		
白鳥	白鳥 1 丁目	白鳥 2 丁目	白鳥 3 丁目	白鳥 4 丁目
西亀有	西亀有 1 丁目	西亀有 2 丁目	西亀有 3 丁目	
綾瀬	綾瀬 1 丁目	綾瀬 2 丁目	綾瀬 3 丁目	綾瀬 4 丁目
	綾瀬 5 丁目			

9 料金の支払い方法

月末まで、翌月の 15 日までに請求書を送付させていただきます。請求書が届き次第、1週間以内にイムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院（1階受付）にてお支払い下さい。窓口でのお支払いは現金のみの対応とさせて頂きます。
訪問リハビリスタッフは支払に関する金銭管理は致しておりませんので、ご了承下さい。
お支払いに関しては、イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院の医事課
(連絡先：03-3697-8331) までお問い合わせ下さい。

10 ご利用に際してのお願い

- 1) 介護保険証を確認させていただきます。変更や更新がある場合にはお知らせください。
また、医療保険における診察も行ないますので医療保険証もご用意ください。
- 2) 訪問時、感染予防のために担当者に手洗いの場を提供していただけますようお願い致します。
- 3) 訪問時は車にて伺うことがあります。御自宅に駐車スペースをお持ちの場合は拝借させて頂けますと幸いです。御自宅に駐車スペースがない場合は近隣の路上に駐車致します。
(駐車許可書を申請します)
- 4) 当事業所は理学療法士養成学校の臨床実習施設となっております。利用者様及びご家族様の同意の下、教育的目的から担当者以外の者が同行させていただく場合もありますのでご了承ください。

- 5) 介護サービスの提供により事故が発生した場合は、葛飾区介護保険課へ報告することがあります。利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。
- 6) 災害時、状況によっては時間通りに訪問できない場合があります。その際、連絡が通じないこともありますがご了承ください。

1.1 個人情報の取扱い

当事業所は利用者様からご提供していただいた、ご本人およびご家族に関する情報については使用目的を限定します。下記に記載された目的以外に使用する場合はその都度説明を行い利用者様の同意を得られた場合のみ使用させていただきます。この守秘義務はサービス利用終了後や職員退職後も同様です。

- ・ 介護保険サービスを円滑に提供するためのサービス担当者会議に必要となる場合。
- ・ 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整及びサービス事業者間の連絡調整に必要となる場合や、サービス終了前後の社会参加支援に向けた情報交換の場合。
- ・ サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合。
- ・ 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合。
- ・ 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合。
- ・ 介護保険事務に関する情報提供の場合。

1.2 虐待・身体拘束の防止

- ・ 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・ 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備を行っています。
- ・ 従業者に対し虐待防止・身体拘束の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- ・ 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ・ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ・ 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ・ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- ・ 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者：豊富 静香

1 3 ご相談・苦情のご相談

ご利用者様からのご相談、苦情の窓口は以下のとおりとなります。サービスご利用に関する苦情などは以下の担当者までご連絡ください。苦情窓口担当者・訪問リハビリ責任者・担当理学療法士などで内容の検討を行い回答いたします。

<当事業所 相談窓口>

イムス

IMSグループ イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院

苦情窓口担当：医事課係長 間宮 史拓 TEL：03-3697-8331

地域の相談窓口もありますので、ご参考下さい。

<地域 窓口>

高齢者総合相談センター青戸	03-5629-5719
高齢者総合相談センター亀有	03-6240-7630
高齢者総合相談センター堀切	03-3697-7815
高齢者総合相談センターお花茶屋	03-5671-2471
高齢者総合相談センター東四つ木	03-5698-2204
高齢者総合相談センター立石	03-6657-6140
高齢者総合相談センター奥戸	03-5670-5212
高齢者総合相談センター新小岩	03-5879-9328

<東京都国民健康保険団体連合会>

介護相談窓口担当 03-6238-0177